

2023. 5. 8 改訂版【学校感染症用届】

※保護者が記入して組主任に提出してください。組主任は確認後、保健室に提出してください。

早稲田中学校・高等学校 校長 殿

学校感染症罹患報告および登校許可願

中学・高校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番 氏名 \_\_\_\_\_

【診 断 名】

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・その他 ( \_\_\_\_\_ )

※○をつける。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外は感染症名を記入

【診断を受けた医療機関名】 \_\_\_\_\_

【発 症 日】 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) ※症状が出た日を記入

【出席停止期間】 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( )

※医師から指示された出席停止期間を記入

上記の感染症に罹患し療養していましたが、学校保健安全法の基準により、  
感染症の予防上支障がないと思われますので、本日より登校を許可願います。

年 月 日

保護者氏名

印

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の数え方

※ 月/日を記入し、インフルエンザの場合は解熱した日、新型コロナウイルス感染症の場合は症状が軽快した日に○印をつけて登校可能日を算出してください。(保護者記入)

【インフルエンザ】発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

発症 解熱	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
1日目に解熱	発熱	解熱 ↓	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日目	発症後5日目	登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱 ↓	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日目	登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱 ↓	解熱後1日	解熱後2日 発症後5日目	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 ↓	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 ↓	解熱後1日	解熱後2日	登校可
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/

【新型コロナウイルス感染症】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

発症 症状軽快	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目
1日目に 症状軽快	症状	症状軽快 ↓	症状軽快後1日 発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可	
2日目に 症状軽快	症状	症状	症状軽快 ↓	症状軽快後1日 発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可	
3日目に 症状軽快	症状	症状	症状	症状軽快 ↓	症状軽快後1日 発症後4日目	発症後5日目	登校可	
4日目に 症状軽快	症状	症状	症状	症状	症状軽快 ↓	症状軽快後1日 発症後5日目	登校可	
5日目に 症状軽快	症状	症状	症状	症状	症状	症状軽快 ↓	症状軽快後1日	登校可
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/

※ 学校感染症の種類と出席停止期間の基準については、裏面を参照してください。

参 考

学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(2023年5月8日改正)

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	新型インフルエンザ等感染症	
指定感染症		
新感染症		
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス《令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る》であるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す
結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフスおよびパラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(※注)	

(※注)

第三種の「その他の感染症」については、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校長が学校医の意見をきき、「第三種の感染症」として緊急的に措置をとることができるという疾患で、溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)などが含まれます。

これらの疾患は、各地域や学校によって扱いが異なります。本校では、**溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)**については、**医師から病名の診断と出席停止の指示を受け、所定の届(「学校感染症罹患報告および登校許可願」)**を提出した場合は、**出席停止の扱いになります。**